

平成 1 6 年度第 3 回

熊毛地区地域審議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 6 月 1 1 日

場 所 周南市 熊毛総合支所

東庁舎 2 階会議室

平成16年度 第3回 熊毛地区地域審議会 会議録

1. 開催日時 平成16年6月11日(金)  
(開会) 午前 9時30分  
(閉会) 午前11時45分
2. 開催場所 周南市熊毛総合支所 東庁舎2階会議室
3. 出席委員 (1) 田 崎 義 雄  
(2) 西 田 加代子  
(3) 竹 村 正 美  
(4) 山 下 和 恵  
(5) 中 川 研 一  
(6) 河 口 俊 彦  
(7) 塩 見 修 二  
(8) 角 田 美彌子  
(9) 大 山 超  
(10) 徳 本 豊  
(11) 村 川 哲 夫  
(12) 徳 毛 裕 之  
(13) 増 原 靖 子  
(14) 河 内 齊  
(15) 柳 武 良 江
4. 欠席委員 無し
5. 出席職員 熊毛総合支所長 木 谷 教 造  
同 次長 堀 常 宗 城  
地域振興課課長補佐 松 本 豊 一  
同 担当 久 行 竜 二  
同 担当 中 村 悟
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

## 8 . 会議次第

(1) 開会

(2) 会議内容

周南市まちづくり総合計画・基本構想（案）の審議

周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)に係る答申(案)審議

(3) その他

今後の開催日程について

(4) 閉会

## 9. 会議経過

### (1) 開会

### (2) 木谷総合支所長あいさつ

### (3) 会議の内容

事務局： 配布資料の確認。

会議の進行を、地域審議会会長にお願いしたい。

会長： おはようございます。これより第3回目の熊毛地区地域審議会を開催いたします。前回の審議会では、時間がなくなり、途中で会を閉じさせていただいたが、追加でご意見のある委員さんから、新たに意見をいただき、事務局で集約した。本日お配りしているものは、答申案の素案として作成したものである。今日はその素案を十分ご審議いただき、加除して答申案としてまとめたい。

なお、今月末の審議会で、最終答申案を協議し、市長に答申したいと考えている。

会議は次第に沿って進めたいが、まずその前に、「熊毛地区の地域振興策について」というご提言を委員さんより頂いている。いわゆるまちづくりの「熊毛バージョン」である。ご提言いただいた委員さんより、ご説明をお願いしたい。

委員： この基本構想案は、基本的な考え方としては、周南市としての機能をよく盛られて作成されていると思う。この提言書は、周南市の中の熊毛地区におけるまちづくりというものを、きっちり考えていただきたいという思いから作成したものである。

(委員による提言書の説明)

会長： この提言書は、言わば、まちづくり基本構想の熊毛版であり、提出する意味はあると思う。答申書というよりは、参考資料として答申書に添付したいと私は思っているが、皆さんいかが思われるか。

なお、八代には鶴という独自性があるので、この提言書の中に「鶴」という言葉を加えていただくことはできないだろうか。

委員： 記述の場所等、工夫してみたい。

会長： 参考資料の中にこの提言書を加えるということで、委員の皆さんいかがでしょうか。(委員の「いいと思います」の声が多数)

事務局： A3資料 1頁目の説明

委員： 第3章「まちづくりの目標」の「(ひとが)」の扱いであるが、わざわざ

ざ「(ひとが)」という言葉を加えたというのは、それなりの意味があるのだと思う。「(ひとが)」は周南市の市民「一人ひとりが」という意味ではないだろうか。赤ちゃんから老人まで、一人ひとりが心豊かに暮らせる、一人ひとりが快適に暮らせる、一人ひとりが安心して生活できる、そうしたまちづくりの意味に解釈できる。

委員： 私も今の意見と同じである。わざわざ括弧を使っているのは、「ひとが」という言葉を強調しているのだと思う。このとおりでいいのではないか。

委員： 括弧のみ取ったほうがいいのではないか。将来の都市像として、「ひとが輝く元気発信都市しゅうなん」を掲げており、「ひとが」という言葉そのものはあったほうがいい。旧熊毛町の町民憲章でも「わたくしは」という言葉を冒頭付けることで、「我々一人一人は」という意味を持たせている。

委員： 括弧は、読む人がわからないだろうから教えてあげる、というような、補足説明的な、読む側の弱さを感じさせる。強調するなら「ひとが」という言葉を太字にするとか、字を大きくするとか、括弧をとって他の工夫をしたほうがいい。

会長： 括弧があるために、委員さんがひっかかると思われるが、意見を集約したい。他の方はどうお考えか。

委員： 人間だけのまちづくりではいけないと思う。動物と人間の共存など、すべての生き物を視野に入れたまちづくりが必要ではないだろうか。

委員： まちづくりというのは、やはり人が住むまちを考えるものだと思う。もちろん動物の虐待などいけないことであるが、それは人の心の問題を考えることで解決していくように思う。

委員： やはり括弧があるからひっかかってしまう。括弧をとって「人が」を太字にしたほうがいいと思う。

事務局： 第2章の「将来の都市像」で「ひとが輝く元気発信都市」という言葉に対応して、第3章の「まちづくりの目標」でそれぞれ「(ひとが)」と言う言葉が使われている。括弧を取るということで、委員さん方のご意見をまとめさせていただいてよいか。

(「異議なし」の声と拍手)

会長： 括弧を取るということで、委員さんの意見の集約とさせていただく。

委員： 第2章「将来の都市像」の【一体感のあるまちづくりの推進と各地域の自立的な発展を促すまちづくりの推進】の上から4行目「一方、市域内外に～」の箇所、「熊毛地区の振興策」の2、3番の項をミックスして加えるということでどうだろうか。

会長： 7、8番も一緒に加えたらよいと思う。なお、この「提言書」については、これはこれで別に、まちづくりの熊毛版として提出したほうがよいと思うが、どうだろうか。

(委員の拍手)

事務局：A3資料 2頁目の説明

委員：意見17の「法科系大学の誘致」については答申書から除いていいと思う。意見18～19の文化振興とスポーツ振興についても、基本構想案に記述があるので、特別、答申に含めなくていいと思う。意見20～22については「基本計画」に係る内容であり、これも基本構想案に対する答申からは除外していいと考える。

委員：意見19についてであるが、第7章「施策の大綱」で「スポーツ・レクリエーションの振興」の項で大会の誘致についての記述がある。しかし、誘致に対して、もっと強く表現をしてほしい。積極的な誘致の記述を望むものである。

会長：この箇所は、一般的な流れとして記述してあるような気が私もする。強調していただくことを答申書に盛り込みたい。

大学の誘致についてであるが、法科系大学の誘致は教育スタッフの問題など、かなり難しく現実性に乏しいと思われる。より現実的である工科大学の誘致に絞って答申したいと思うがいかがか。

(「異議なし」の声)

意見19の通学路の問題については、実施計画に係る事項である。基本構想案に対する答申とは別に、市長への提言書として提出したほうがインパクトもあると思う。

事務局：補足説明であるが、ミコー周辺からピクロスにかけての国道2号線は、とりわけ交通事故が多く、地元の皆さんから歩道整備の請願も提出されている。国土交通省も、前向きに歩道整備を検討していることをご報告する。

会長：意見12の「コアプラザ熊毛」の構想について、どう考えているか。

事務局：具体的な構想についてはこれから検討していかなければならないが、実際の整備にあたっては、熊毛地区の皆様の意見を十分集約して構想を作り、計画を立てていきたいと思う。

会長：リーディングプロジェクト見直しの動きもあるようだが、「コアプラザ熊毛」が、熊毛地区における福祉事業の拠点的な役割を果たしてほしいと願っている。

委員：通学路について、先ほど勝間地区の整備について触れられていたが、三丘地区の通学路も劣悪である。併せて整備を望むものである。

事務局：A3資料 3頁目の説明

会長：意見27の休耕田活用については、なかなか簡単にはいかない問題である。農業特区の適用等も視野に入れて、答申とは別に、地域審議会が

らの提言書として市長に具申したいと考えている。

委員： 少子化問題については、子どもが安心して産める環境を整えていくことが必要である。親子間や親同士の交流の場が必要だと思うが、少子化問題に積極的に取り組み、成果を上げている自治体もある。周南市でも積極的な取り組みを望む。

会長： 熊毛地区は福祉事業の拠点整備と同時に、児童館の整備等、子育て支援のための施設整備も早急に求められている。

事務局： A 3 資料 4 頁目の説明

会長： 竹の繁殖は、森林の保全にとって放置できない重要な問題である。行政も、せめて啓発活動等、至急取り組んでいかななくてはならない。基本計画の中で取り上げていただきたい。

委員： 産業の振興に係る意見については、事務局ですっきりまとめられており、この答申案で十分であろうと思う。

事務局： A 3 資料 5 頁目の説明

委員： 合併特例債は、2市2町が合併する際の不備な点を補うためのものであると思う。ただ制度があるから使うというような、税金の無駄遣いをしてはいけない。有効に使うことが大切である。

会長： 合併特例債については、いうまでもなく、無駄の無い効果的な活用が望まれるが、必要な事業にはこの制度を最大限に活用していくことが大事である。

会長： 地域審議会は任意団体ではなく、合併特例法という法律に裏づけされたものである。新市建設計画の実施にあたっては、地域審議会を無視できないことになっており、地域審議会としても進捗状況について、今後注視していきたい。

事務局： 基本構想案に対して委員から出された意見を、52項目に整理している。その意見の一覧を参考意見として、答申書に添付したいと考えているが、ご意見を伺いたい。また、答申案のスタイルについてもご意見をいただきたい。

会長： 答申書のベースとしての意見を、参考意見として一緒に提出するほうが、答申の意図や趣旨を市長にご理解していただくうえで効果的だと思う。また、答申書に反映してない委員の意見も市長に届けたいと思う。

本日素案をご協議いただいたが、まだまだ案の段階である。委員さんから他にご意見があれば、少々の上除は可能であるので、次回の審議会にてお願いしたい。

事務局： 答申書の形式については、会長、副会長、事務局で協議させていただき、次回最終答申案として作成したい。次回の審議会は、6月27日前

後に開催をお願いしたい。

基本計画案について一昨日お配りさせていただいたが、これはあくまで基本構想を審議するための参考資料であることをご承知いただきたい。

会長： 委員さんのご熱心なご意見をいただき予定時間が来た。次回、基本構想案の検討としては最後の審議会となる。次回会議のご出席をお願いして、本日の審議会閉会の挨拶とします。ご苦労様でした。

上記は会議の経過の要点を記載したもので相違ない。

平成16年 6月25日

熊毛地区地域審議会 会長 徳 本 豊